

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年4月28日

香川県監査委員	木下典幸
同	武田宏之
同	五所野尾 恭一
同	都築 信行

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和4年度
- 3 監査の実施内容

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
小豆島中央高等学校	令和5年1月12日
石田高等学校	令和5年1月17日
高松東高等学校	〃
高松工芸高等学校	令和5年1月18日
聾学校	〃
香川中央高等学校	令和5年1月19日
図書館	〃
丸亀城西高等学校	令和5年1月20日
香川丸亀養護学校	〃
東部教育事務所	令和5年1月25日
琴平高等学校	令和5年1月30日
善通寺養護学校	〃
笠田高等学校	令和5年2月2日
高瀬高等学校	〃
総務課	令和5年2月8日
特別支援教育課（小豆島みんなの支援学校開校準備室）	〃
保健体育課（全国高校総体推進室）	〃
健康福利課	〃
義務教育課	令和5年2月9日
高校教育課	〃
生涯学習・文化財課	〃
人権・同和教育課	〃
新県立体育館整備推進課	〃
西部教育事務所	令和5年3月27日
教育センター	〃

高松北中学校	令和5年3月27日
三本松高等学校	〃
志度高等学校	〃
津田高等学校	〃
三木高等学校	〃
高松高等学校	〃
高松商業高等学校	〃
高松南高等学校	〃
高松西高等学校	〃
高松北高等学校	〃
高松桜井高等学校	〃
農業経営高等学校	〃
坂出商業高等学校	〃
坂出高等学校	〃
坂出工業高等学校	〃
丸亀高等学校	〃
飯山高等学校	〃
善通寺第一高等学校	〃
多度津高等学校	〃
観音寺第一高等学校	〃
観音寺総合高等学校	〃
香川東部養護学校	〃
盲学校	〃
香川中部養護学校	〃
高松養護学校	〃
香川西部養護学校	〃
屋島少年自然の家	〃
五色台少年自然センター	〃
埋蔵文化財センター	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 代替証券を受領したにもかかわらず、証券受払簿に登記していないものがあった。(坂出工業高等学校)

(イ) 現金で納付された給食費について、現金受払簿への登記が漏れているものが1件あった。(香川西部養護学校)

(3) 検討指示事項

ア 収入について

(ア) 中央農場で発行している領収書が、会計規則に定める様式と異なっており、その発行を出納員以外の者が行っていたため、適切な対応を検討されたい。(笠田高等学校)